

各部会報告

当審議会では、三重県公衆衛生審議会条例第 8 条に基づき、下記の部会を設置し、それぞれの分野に携わる有識者等の参画を得て、県民の健康の保持・増進を推進しています。

- 1 歯科保健推進部会（担当課 健康推進課） 1
開催日時 【第 1 回】令和 3 年 8 月 26 日（木）
【第 2 回】令和 4 年 1 月 27 日（木）

- 2 自殺対策推進部会（担当課 健康推進課） 5
開催日時 【第 1 回】令和 4 年 2 月 18 日（金）

- 3 予防接種部会（担当課 感染症対策課） 9
開催日時 【第 1 回】令和 4 年 2 月（書面開催）

- 4 感染症部会（担当課 感染症対策課） 11
開催日時 【第 1 回】令和 4 年 3 月（書面開催）

- 5 健康危機管理部会（担当課 感染症対策課） 13
（三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会）
令和 3 年度は 6 回開催

- 6 介護予防市町支援部会（担当課 長寿介護課） 15
開催日時 【第 1 回】令和 4 年 3 月 1 日（火）

三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会報告

健康推進課

三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会は、三重県公衆衛生審議会条例第8条の規定に基づき、平成24年10月に設置されました。

当部会は、県民の歯と口腔の健康づくりに関する施策を、総合的かつ計画的に推進することを目的としています。

【第1回部会】

1 開催日時 令和3年8月26日(木)16時30分から17時45分まで

2 委員名簿 別紙のとおり

3 出席委員 福森哲也部会長 ほか11名(1名欠席)

4 審議内容

(1) 三重県の歯科保健の現状「みえ歯と口腔の健康づくり年次報告(案)」について

<事務局説明概要>

- ・「みえ歯と口腔の健康づくり条例」および「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に基づき、各ライフステージや個別の歯科口腔保健対策に関する歯科保健指導、人材育成研修、啓発等の事業を、市町、関係機関・団体等と連携しながら実施した。

<委員からの主な意見>

- ・かかりつけ医とかかりつけ歯科医が入所施設の利用者等の情報を共有するため、連絡を取り合うなど連携体制の充実を図りたい。

<意見に対する回答>

- ・日常の診療業務において情報共有は重要であるため、今後も医科と歯科の連携に取り組む。

(2) 令和3年度歯科保健推進事業について

<事務局説明概要>

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、高齢者施設における口腔ケア等一部事業を中止する。実施予定の事業については、安全に実施できるよう新型コロナウイルス感染症対策の徹底を図るとともに、感染拡大状況をふまえ、事業の延期や中止を慎重に判断する。

<委員からの主な意見>

- ・会議や研修については、Webで開催している。研修については、Webと人数制限して会場を設けるハイブリッドで開催している。Web環境に慣れてきたこともあり、Webの参加者が増加している。

(3) 「みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の方針について

<事務局説明概要>

- ・国の方針に従い、一体的に健康づくり政策を運用するため、計画期間を延長します。令和2年度に改正した「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の改正内容の反映を令和5年度の次期計画策定時まで待つと、3年間の空白期間が生じることから、令和3年度に新たに計画に盛り込む必要がある内容を整理し、計画に一部追記する。

<委員からの主な意見>

- ・医療的ケア児について、医療提供体制に関する内容を追記してほしい。

<意見に対する回答>

- ・いただいたご意見をふまえ、修正する。

【第2回部会】

- 1 開催日時 令和4年1月27日(木)14時00分～15時00分
- 2 委員名簿 別紙のとおり
- 3 出席委員 福森哲也部会長 ほか10名(2名欠席)
- 4 審議内容

(1) 「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の推進について

<事務局説明概要>

- ・令和2年度に改正した「みえ歯と口腔の健康づくり条例」の内容を、「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」に反映するため、計画の一部改定を行った。今後も、条例および計画に基づき、歯科保健施策を推進する。

<委員からの主な意見>

- ・医療的ケア児に係る関係者を具体的に例示してはどうか。

<意見に対する回答>

- ・「第2次みえ歯と口腔の健康づくり基本計画」の構成に合わせて記載しており、本文中に関係者の例示はないものの、計画の36頁から39頁に「各関係機関・団体」について掲載している。

(2) 令和4年度歯科保健推進事業(案)について

<事務局説明概要>

- ・令和4年度の歯科保健推進事業においては、引き続き、新型コロナウイルス感染症の感染状況をふまえ、関係機関・団体等と連携を図りながら安全な事業の実施に努めていく。
- ・みえ歯ートネット事業における協力歯科医院の登録の在り方や精度管理等について、三重県歯科医師会様と検討をすすめる。

<委員からの主な意見>

- ・みえ歯ートネット協力歯科医院の新規登録または登録継続においては、相談者への誠実な対応について改めて周知する。

三重県公衆衛生審議会歯科保健推進部会委員名簿

(敬称略・50音順)

所 属	役 職	委員氏名
三重県歯科医師会	理事	伊東 学
三重県栄養士会	監事	梅原 頼子
三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会	津中部北地域包括支援センター 管理者	岡部 充代
三重県歯科技工士会	会長	片岡 均
三重県経営者協会	中部電力パワーグリッド株式会社 三重支社 総務部長	桐山 智臣
三重県市町保健師協議会	会長	駒谷 みどり
三重県保健所長会	鈴鹿保健所長	芝田 登美子
愛知学院大学	歯学部口腔衛生学講座教授	嶋崎 義浩
三重県歯科衛生士会	会長	丹羽 友美
三重県医師会	常任理事	橋上 裕
三重県歯科医師会	常務理事	福森 哲也
三重県学校保健会	養護教諭	布生 裕子
三重県教育委員会事務局	保健体育課健康教育班長	若山 典彦

(任期 令和3年12月1日～令和5年11月30日)

三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会報告

健康推進課

三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会は、三重県公衆衛生審議会条例第8条の規定に基づき、平成18年8月に設置されました。

当部会は、県内の関係機関が連携を強化し、現状や課題を明らかにしながら自殺を予防するための対策および評価を行い、三重県における効果的な自殺対策の推進等を図ることを目的としています。

【第1回部会】

- 1 開催日時 令和4年2月18日（金） 18時00分から19時30分まで
- 2 委員名簿 別紙のとおり
- 3 出席委員 齋藤洋一部会長 ほかに委員17名（2名欠席）
- 4 審議内容

（1）自殺の現状について

<事務局説明概要>

- ・令和2年の人口動態統計によると、全国の自殺者数は20,243人で前年より818人増加、三重県の自殺者数は269人で前年より7人減少した。
- ・男女別の自殺者数をみると、三重県は全国と同様の傾向であり、前年と比較して男性は減少、女性は増加した。

<委員からの主な意見>

コロナ禍において、働く女性の自殺者数が増加した要因は何か。

<意見に対する回答>

- ・厚生労働省「自殺対策白書」によると、新型コロナウイルス感染症の影響により労働環境や形態が変化したとの関連性が示唆されており、今後は統計に「正規雇用」・「非正規雇用」の区分が追加される予定であることから、三重県においても動向を注視していく。

（2）第3次三重県自殺対策行動計画の進捗状況について

<事務局説明概要>

- ・計画の評価指標について、28項目中23項目で達成または計画策定時より改善、1項目で計画策定時より悪化していることを報告した。悪化している項目は、研修会の実施回数等であり、コロナ禍で実施できていない状況にあるから、Webを活用した研修会等の実施について検討する必要がある。
- ・コロナ禍において自殺リスクが高まっていることをふまえ、令和2年度から拡充した事業概要（夜間・休日自殺予防電話相談の開設、検索連動型広告を活用した相談窓口へのつなぎ事業、SNSを活用した自殺予防相談の開設、若

者と考える自殺予防普及啓発事業等) および実績について報告した。

<委員からの主な意見>

- ・検索連動型広告を活用した相談窓口へのつなぎ事業について、インプレッション数に対してクリック数が少ないことから、クリックしたくなるような広告のテキストや図柄の検討が必要である。

<意見に対する回答>

- ・次年度も継続する予定であり、検討していく。

(3) 次期三重県自殺対策行動計画の策定について

<事務局説明概要>

- ・「第3次三重県自殺対策行動計画」の計画期間が令和4年度末までであることから、令和4年夏頃に閣議決定される新たな「自殺総合対策大綱」の内容と三重県の自殺の現状等をふまえ、来年度中に次期三重県自殺対策行動計画を策定することを報告した。

<委員からの主な意見>

- ・なし

(4) 意見交換

<委員からの主な意見>

- ・働く女性の自殺者数が増加していることから、当日欠席の三重労働局委員から、「職場におけるメンタルヘルス対策」を実施していることの報告をいただいた。
- ・臨床現場において、自殺にまでは至らないが、自傷行為や依存症に関する相談をする子ども・若者が増えている印象がある。
- ・実際の相談の中で、コロナが表立ってくることはないが、ストレスの代償行動として自傷行為をしているとすると、ストレスの原因を詳細に分析する必要がある。

三重県公衆衛生審議会自殺対策推進部会委員名簿

	所属	役職名	委員名	備考
1	三重県警察本部生活安全部 人身安全対策課	人身安全対策担当補佐	上田 宏晃	新任
2	三重大学医学部精神神経科学分野	教授	岡田 元宏	
3	三重県司法書士会	副会長	木内 洋介	
4	認定特定非営利活動法人 三重いのちの電話協会	理事長	雲井 純	
5	公益社団法人三重県医師会	理事	齋藤 洋一	
6	三重県保健所長会	所長	芝田 登美子	新任
7	三重県臨床心理士会	副会長	志村 浩二	新任
8	三重県教育委員会事務局 研修企画・支援課教育相談班	班長	杉野 美佳	
9	一般社団法人三重県薬剤師会	副会長	谷村 学	
10	日本産業カウンセラー協会中部 支部三重事務所	シニア産業カウンセラー	中川 真理子	
11	三重県経営者協会	専務理事	西場 康弘	
12	三重弁護士会	三重弁護士会人権擁護委 員会副委員長	平田 法子	新任
13	公益社団法人 三重県看護協会	常任理事	藤田 典子	
14	三重労働局労働基準部健康安全 課	課長	森 孝志	新任
15	三重県精神科病院会	理事	森川 将行	
16	三重県精神保健福祉士協会	役員	山野 智重子	
17	地方独立行政法人三重県立総合 医療センター	救命救急センター 副センター長	山本 章貴	新任
18	社会福祉法人 三重県社会福祉 協議会	総務企画部長	山本 和寿	
19	三重産業保健総合支援センター	副所長	横田 健一	新任
20	三重県市町保健師協議会	幹事	吉田 かおり	新任

任期：令和3年9月1日～令和6年8月31日

三重県公衆衛生審議会予防接種部会報告

感染症対策課

三重県公衆衛生審議会予防接種部会は、三重県公衆衛生審議会条例第8条の規定に基づき、平成13年7月に設置されました。

当部会は、感染症予防対策上、積極的かつ有効な手段である予防接種の接種率の向上を図るとともに、安全で有効な予防接種の実施をすすめるため、予防接種全般に関する検討を行うことを目的としています。

【第1回部会】

- 1 開催日時 令和4年2月 書面協議
- 2 委員名簿 別紙のとおり
- 3 出席委員 駒田幹彦部会長 ほか委員8名
- 4 審議内容

(1) 報告事項

<事務局説明概要>

- ・各市町の予防接種の実施状況、HPVワクチン接種の状況、予防接種後副反応疑い報告や予防接種の間違い報告、三重県予防接種センター活動報告、新型コロナウイルスワクチン接種について報告を行った。

<委員からの主な意見>

- ・予防接種の実施状況については、大きな変動はなく、受診控え等の影響は確認されていないが、昨今の感染状況を鑑みると、子どもの感染が増加しているため、受診控え等の影響がでないように対応を続けていくことが必要である。
- ・HPVワクチン接種後の相談窓口や協力医療機関のすみわけはどうか。

<意見に対する回答>

- ・引き続き、県からの情報発信、市町からの接種勧奨を実施していきたい。
- ・県の相談窓口は、全体的な相談を受け付けている。
協力医療機関は、接種後症状が生じた方で、接種医やかかりつけ医等での対応が困難な事例の場合に診療できる医療機関である。引き続き、分かりやすい情報発信に努めていく。

(2) 協議事項：令和4年度予防接種センター事業の委託先選定について

<協議結果>

- ・予防接種センターの委託先について、予防接種に関する専門性を有し接種困難者や渡航者への接種対応等の実績があることから、独立行政法人国立病院機構三重病院に委託することが適当であると承認された。

三重県公衆衛生審議会予防接種部会委員名簿

氏 名	所 属 役 職
駒田 幹彦	三重県医師会 理事
坂倉 健二	三重県医師会 理事
野村 豊樹	三重県小児科医会 会長
菅 秀	独立行政法人国立病院機構 三重病院 副院長 (三重県予防接種センター代表)
東 弓子	三重県市長会 (尾鷲市福祉保健課係長)
森倉 一俊	三重県町村会 (紀宝町みらい健康課長)
下 美穂	三重県市町保健師協議会 副会長 (御浜町健康福祉課 主任保健師)
中村 公郎	三重県保健所長会 (尾鷲保健所所長)
中井 康博	三重県保健環境研究所所長

任期：令和3年8月1日から令和5年7月31日まで

三重県公衆衛生審議会感染症部会報告

感染症対策課

三重県公衆衛生審議会感染症部会は、三重県公衆衛生審議会条例第8条の規定に基づき、平成13年4月に設置されました。

当部会は、感染症全般に関する検討を行うことを目的としています。

【第1回部会】

- 1 開催日時 令和4年3月 書面協議
- 2 委員名簿 別紙のとおり
- 3 出席委員 菅秀部会長 ほか委員7名
- 4 審議内容

(1) 報告事項

<事務局説明概要>

- ・2021年の感染症の発生動向を説明した。新型コロナウイルス感染症の発生以降、例年と違う発生動向の感染症が散見され、2021年は夏季にRSウイルスが流行したこと、腸管出血性大腸菌感染症は、全体の発生数は例年並みでしたが、12月に10例ともっとも多く報告がされていたこと等の報告を行った。

<委員からの主な意見>

- ・結核について、もう少し詳細な資料がほしい。
- ・コロナ後に感染症部会で検討すべき事項について整理しておく必要がある。

<意見に対する回答>

- ・結核の詳細な発生動向については、各保健所に確認する必要があるため、後日提供させていただく。また、その資料をもとに結核病床のあり方について、来年度の検討課題としていく。
- ・感染症法等の改正が議論されているところであり、国の改正に伴い、県の感染症予防計画等の改定の検討が必要となると思われるため、国の動きを注視し、適宜感染症部会で議論していく。

三重県公衆衛生審議会感染症部会委員

(敬称略)

氏名	所属	役職
橋上 裕	公益社団法人三重県医師会	常任理事
坂倉 健二	公益社団法人三重県医師会	理事
森 拓也	一般社団法人三重県病院協会	理事
菅 秀	独立行政法人 国立病院機構三重病院	副院長
田辺 正樹	国立大学法人 三重大学医学部附属病院	中央検査部長 感染制御部長
下 美穂	三重県市町保健師協議会	副会長
鈴木 まき	三重県保健所長会	副会長
中井 康博	三重県保健環境研究所	所長

令和3年8月1日現在

(任期：令和3年8月1日から令和5年7月31日まで)

三重県公衆衛生審議会健康危機管理部会報告

(三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会)

感染症対策課

三重県公衆衛生審議会健康危機管理部会は、三重県公衆衛生審議会条例第8条の規定に基づき、平成24年1月に設置されました。

当部会は、県民の生命や健康を守るため、県内全域で対策を講じることが必要な感染症に備えて対策を推進することを目的としています。

令和2年3月には、厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部からの通知により、健康危機管理部会を基本に新型コロナウイルス感染症対策協議会を設置しました。協議会では、サーベイランス、感染拡大防止策、医療提供体制（外来診療体制）、医療提供体制（入院等療養体制）、その他県内の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のために必要な事項について協議を行います。

1 開催状況

【第1回協議会】	令和2年	3月	3日	開催	
【第2回協議会】	令和2年	6月	5日	(金)	18時00分～19時30分
【第3回協議会】	令和2年	7月31日	(金)		19時30分～21時00分
【第4回協議会】	令和2年	9月25日	(金)		19時30分～21時00分
【第5回協議会】	令和2年	10月27日	(火)		19時30分～21時00分
【第6回協議会】	令和2年	12月	4日	(金)	19時30分～21時00分
				(Web開催)	
【第7回協議会】	令和3年	1月27日	(金)		19時30分～21時00分
【第8回協議会】	令和3年	3月	2日	(火)	19時30分～21時00分
【第9回協議会】	令和3年	4月30日	(金)		19時30分～21時00分
				(Web開催)	
【第10回協議会】	令和3年	6月25日	(金)		19時30分～21時00分
【第11回協議会】	令和3年	8月11日	(水)		19時30分～21時00分
				(Web開催)	
【第12回協議会】	令和3年	10月25日	(月)		19時30分～21時00分
【第13回協議会】	令和3年	11月29日	(月)		19時30分～21時00分
【第14回協議会】	令和4年	1月14日	(金)		19時30分～20時30分
				(Web開催)	

2 主な協議内容

- ・新型コロナウイルス感染症患者発生状況
- ・外来診療、検査体制
- ・医療提供体制（入院、宿泊療養、自宅療養）
- ・新型コロナウイルスワクチン接種体制

三重県新型コロナウイルス感染症対策協議会 委員名簿

令和4年1月現在

議長

	氏名	所属	役職
1	馬岡 晋	公益社団法人三重県医師会	副会長

委員

	氏名	所属	役職
1	中村 康一	公益社団法人三重県医師会	副会長
2	新保 秀人	一般社団法人三重県病院協会	理事
3	谷口 清州	独立行政法人 国立病院機構三重病院	院長
4	菅 秀	独立行政法人 国立病院機構三重病院	副院長
5	東川 正宗	伊勢赤十字病院	副院長
6	伊佐地 秀司	国立大学法人三重大学 医学部附属病院	病院長
7	田辺 正樹	国立大学法人三重大学 医学部附属病院	中央検査部部长 感染制御部部长
8	亀井 利克	三重県市長会・三重県町村会	名張市長
9	稲本 良則	公益社団法人三重県歯科医師会	副会長兼専務理事
10	増田 直樹	一般社団法人三重県薬剤師会	専務理事
11	谷 眞澄	公益社団法人三重県看護協会	会長
12	人見 実男	三重県消防長会	会長
13	林 宣男	三重県保健所長会	会長
14	河合 信哉	四日市市保健所	所長
15	中井 康博	三重県保健環境研究所	所長

三重県公衆衛生審議会介護予防市町支援部会報告

長寿介護課

三重県公衆衛生審議会介護予防市町支援部会は、三重県公衆衛生審議会条例第8条の規定に基づき、平成18年10月に設置されました。

当部会は、市町における効果的な介護予防関連事業の実施のために、県が行う施策について検討することを目的としています。

【第1回部会】

- 1 開催日時 令和4年3月1日（火）13時30分から15時00分まで
- 2 開催方法 Web会議システム（ZOOM）を用いたオンライン会議
- 3 委員名簿 別紙のとおり
- 4 出席委員 馬岡晋部会長 ほか11名
- 5 審議内容

（1）令和3年度介護予防に係る市町の事業実施状況等について

<事務局説明概要>

- ・令和3年度の介護予防に係る市町の状況（一般介護予防事業、高齢者の保険事業と介護予防の一体的実施への着手状況等）、県の市町支援事業について報告した。

<委員からの主な意見>

- ・リハビリテーションが重要になるが、リハビリテーション専門職が多い地域とそうでない地域の差が生じる。専門職が少ない地域にも専門職を派遣する仕組みの検討が必要。

<意見に対する回答>

- ・専門職の派遣をしているリハビリテーション情報センターと連携し、検討を進めていく。

（2）保険者機能強化推進交付金・介護保険保険者努力支援交付金（県分および市町分）の状況について

<事務局説明概要>

- ・「保険者機能強化推進交付金」、「介護保険保険者努力支援交付金」について、令和4年度（令和3年10月に厚生労働省へ回答）の県分および市町分の評価指標該当状況を報告した。

<委員からの主な意見>

- ・評価指標の作成において自治体間で判断基準に差がみられるおそれがあるのではないか。

<意見に対する回答>

- ・自己評価のばらつきをおさえるために、評価目的やQ&A集が整理され提供されており、活用しているところ。

三重県介護予防市町支援委員会委員名簿

◎部会長 ○副部会長

代表区分	委員名	所属団体及び役職(職業)	役職等
医療関係団体	◎馬岡 晋	三重県医師会	副会長
	真砂 由利	三重県看護協会	専務理事
学識経験者(運動器)	南出 光章	三重県理学療法士会	会長
	山本 泰雄	三重県作業療法士会	理事
学識経験者(口腔機能)	○伊藤 法彦	三重県歯科医師会	理事
	稲垣 睦美	三重県歯科衛生士会	理事
学識経験者(栄養)	高橋 充子	三重県栄養士会	理事
学識経験者(認知症・うつ)	楠本 みちる	三重県こころの健康センター	所長
その他 (介護予防事業関係団体)	明石 典男	三重県社会福祉協議会	事務局次長兼福祉研修人材部長
	竹下 彰人	三重県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長
関係行政機関	下 美穂	三重県市町保健師協議会	副会長
	若松 覚	桑名市	保健福祉部介護高齢課長

任期：令和3年5月1日～令和5年4月30日

三重県公衆衛生審議会条例

(設置)

第一条 公衆衛生に関する重要な事項を調査審議するため、三重県公衆衛生審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第二条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の事項について調査審議する。

- 一 県民の健康の保持増進に関する事項
- 二 その他知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 審議会は、委員二十人以内で組織する。

- 2 前項の場合において、男女いずれかの委員の割合は十分の四を下回らないものとする。ただし、知事が認めた場合はこの限りでない。

(委員)

第四条 委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。

- 一 学識経験を有する者
- 二 関係行政機関の職員
- 三 前二号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
- 2 委員の任期は二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第五条 審議会に会長及び副会長一人を置き、委員の互選によって定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

(専門委員)

第六条 審議会に、専門の事項を調査させるため必要があるときは、専門委員を置くことができる。

- 2 専門委員は、次に掲げる者のうちから知事が任命する。
 - 一 学識経験を有する者
 - 二 関係行政機関の職員
 - 三 前二号に掲げる者のほか、知事が必要と認める者
- 3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されたものとみなす。

(会議)

第七条 審議会の会議は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(部会)

第八条 審議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、その部会に属する委員の互選によって定める。

(学識経験者の意見の聴取等)

第九条 審議会は、必要があると認めるときは、委員以外の学識経験を有する者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第十条 審議会の庶務は、医療保健部において処理する。

(雑則)

第十一条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

附 則

この条例は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則 (平成三十年三月二十二日三重県条例第五号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成三十年四月一日から施行する。